

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和5年第1回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和5年1月31日(火) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局

脇本財政局次長, 植月契約課長, 水田工事契約担当課長, 中嶋契約課課長補佐(工事契約係長), 島契約課指導係長, 寺田契約課管理係長, 山根契約課副主査

(2)岡山市水道局

上高次長, 繁田管財課長, 江本管財課課長補佐, 岡島管財課契約係長, 片山管財課副主査, 笹野管財課副主査

5 会議次第

1 岡山市抽出事案について

(1)工事契約

2 水道局抽出事案について

(1)工事契約

(2)役務契約

3 その他

6 会議概要

1 「岡山市新庁舎整備事業庁舎建築工事」

「岡山市新庁舎整備事業庁舎建築に伴う電気設備工事」

「岡山市新庁舎整備事業庁舎建築に伴う空調設備工事」

委員：建築工事については、応札が2社あったが、1社は許容価格を超えたため、評価の比較の対象にならなかったということですが、その許容価格の出し方はどうなっていますか。

市当局：新庁舎の設計をコンサルの業者にしてもらい、昨年4月の部材・人夫賃金等の単価を踏まえて、積み上げた設計で許容価格を作っています。

委員：許容価格をオーバーしているからということで、評価しないで、1社だけを評価して決めるという決め方自体が問題ないのでしょうか。

市当局：どのように市が許容価格を作っているかということについては、公告とか工事数量総括表、仕様書に記載しています。設計の単価については、入札時に値上がっていたとしても、市は何月時点の単価をみて積算していると提示しており、契約締結後、あまりに物価や部材が上がったら、変更契約できる仕組みが元からあります。市としても、できれば複数社で競争して頂いて、一番総合点がよいところと契約したかったところではあります。

委員：許容範囲を出たら評価をしないということですが、せっかく2社応札して、それなりの理由があるような場合は、評価をして、競争するとか、なにか手だてはないのですか。

市当局：入札のルールを提示したなかでお願いしているので、そこを逸脱したものを、ルールを変えてまで評価することは難しいです。

市当局：我々は行政ですので税金で仕事をしていますし、かつ必ず予算の範囲内で発注します。金額が第一関門なので、その第一関門を突破しなかった場合は、評価さえもしないというのが、公共工事の原則です。国交省も全国的にも同じルールです。

委員：それでも技術評価することが必要だったのではないのでしょうか。もし評価が低かったら、もう一回入札のやり直しという制度があるのですか。評価の点数が悪くても、それで決まってしまうのですか。

市当局：技術力の点は加点になります。基本的には、入札の参加資格で実績や会社としての格

付けを求めているので、ある程度大きな工事をしたことがある業者が入ってきている時点で、入札に参加できる条件は備わっています。その中で、よりよい業者を選びたいということで技術力を問うています。技術力の点がもし低いとしても、施行ができないわけはありません。よい業者を選ぶ手法としていろいろな項目を出して、その点が高い業者と価格等を比べてやるということです。評価対象が1社でも、入札としては問題ありません。比較ができなかったというところは、残念な点ではあります。

委員：個人的には入札価格だけではなく、ほかの項目も評価に加える総合評価はいい仕組みだと思います。この市庁舎のような大きな建物ではランニングコストが非常にかかってくるので、ランニングコストの項目を入れているのは、非常にいいことだと感じます。一方で、ランニングコストは大変大きいので、この配点が2点という枠組みではあまりにも少なすぎるのではないかと、もう少し入札価格だけではなく重要な項目としてランニングコストも考慮できる仕組みがあれば、よりいいという気がします。

一方で、空調設備工事では、標準点が一気に25点下がっているところがあり、かなり評価に影響しています。ほかの項目に比べてかなり点数の幅がありますので、この点について教えて欲しいです。

市当局：低入札調査基準価格というのがあります。低入札調査の案件は、応札した金額があまりに低いと、下請業者や人夫に影響するというので、ダンピング防止のため、この価格より下であれば、本当にできるのか調査させていただくというものです。それを下回ったら、標準点を25点引いて75点にしています。昨年まではそのような仕組みではありませんでした。応札される皆さんが、どうしても低いところで落札しようとされていたので、より一層ダンピング防止のため、低入札調査基準価格より下で応札した場合は、75点で25点引くことにより、落札しづらくなる仕組みにしています。許容価格の上限と低入札調査基準価格の下限のなかで、競っていただくというかたちで入札をしています。

委員：電気設備工事では、技術評価点が競っており、あと少しの点で逆転する状況になっています。入札価格は金額なので、だれがみても客観的に分かりますが、評価点の評価はどのように決まるのでしょうか。

市当局：評価項目の「企業の施工実績」から、「キャリアアップシステム加入」までは、いろいろな書類や登録内容で、客観的にあるなしが判断できるようになっています。JVの場合、出資比率に応じて、点をつけています。今回は簡易な施工計画ということで、できるだけ客観性を持たせ、あまりにも当たり前のことであるとか、法令に違反しているとか、評価できないこと以外であれば評価します。難易度での差は付けずに、やることに意味がある

ことをやってもらえば加点するという、できるだけフラットな形にしています。

委員：今回は設計と施工を分けて発注を掛けています。ランニングコストは設計で7割がた決まると思っています。この一番大枠の部分の決まり方はどういう形ですか。設計のところからランニングコストを含めて全体を通して入札を掛けるのか、今回みたいに分離して発注するのか、決め方はどのようなものですか。

市当局：担当部署でその都度決めます。今回に限っては、有利な財源を最大限活用しようということで、先に設計だけを入札することによって、国の財政支援を頂けるようになりました。ライフサイクルコストも踏まえますが、そちらよりも財源確保を取ったという話を聞いています。

委員：設計は入札ですか。

市当局：プロポーザルを行い、新庁舎整備課の方で条件を出して、それにいくらかの業者が応募して、その中で一番よかったところと随意契約をしています。入札の形としては随意契約ですが、決め方としてはプロポーザル、企画競争をしたうえでの随意契約です。

2 「能勢谷加圧ポンプ場ポンプ及び電気設備取替その他工事」

「三野浄水場ほか保護継電器保安試験及び整備作業」

委員：1件目の案件についてですが、この工事は何年かに1回定期的を実施されるような内容ですか。

市当局：老朽化に伴う設備の機能回復を行うものなので、定期的というよりも、点検等を行って必要がある場合に実施するものです。

委員：応札者が少ない理由は発注時期によるものとのことですが、どれだけ業者側の繁忙期を避けて発注できるかということも方策の1つであると思います。応札者の少ない時期を避けるなど入札の時期についてどう考えていますか。

市当局：発注時期については年度の早い時期の発注が基本です。ただし、全てを早期発注することは難しいので、担当課の計画に基づいて年度途中の発注もおこなっているところですが、業者側の都合に合わせて発注は難しいです。

委員：今の方法だと工事を行う時期を指定するため、施工期間が狭いことで対応できる業者が限られるが、半年の間の好きな期間で実施してよいということにすれば、業者側の自由度が増えることで応札者が増えることに繋がるのではないですか。

市当局：施工期間が長くなれば、その間技術者を拘束する期間も長くなってしまいますので、工期は最短で設定するのが基本と考えています。

委員：施工期間を延ばすということではなく、この期間のどこか業者側の好きな時期に施工してよいという考え方はできますか。

市当局：水道局では今のところそのような方法は行っていません。

委員：この期間中の好きなタイミングで仕事をしてよいという発注方法について、デメリットがあればできなくても仕方ありませんが、ないのであればできないのでしょうか。

市当局：岡山市では、余裕期間設定工事というものを試しで実施しています。内容としては、この工事を行うのに必要な工期を基に、その30%を限度として余裕を持たせてその範囲内で施工してもよいというものです。理由は、技術者不足によるもので、現行の入札制度だと、開札日時点においてその工事に就ける技術者の手持ち工事が無い状況でないと契約できませんが、応札者のなかにはもうすぐ手持ち工事が終わるけど開札日に間に合わないという場合もあります。余裕期間設定工事だと、実際に施工する日までに技術者の手が空くという状況であれば応札できるので、現在試しで実施している状況です。余裕期間が半年等、大きなスパンではまだ実施できていませんが、岡山市の取組としてはこのようなものがあります。

委員：保護継電器について、1社だけの応札ということですが、過去10年ぐらいは同じ会社で実施しているということですね。

市当局：そうです。

市当局：補足で説明しますと、業務の実施にあたり停電を要する場合、ポンプ設備等であれば業者の都合どおり実施できると思いますが、三野浄水場や旭東浄水場になると業者の都合で実施ができないため、制約があるところが業者に好まれない理由とも考えられます。

委員：分けて入札することはできないのですか。

市当局： 作業の割に利益率が低い業務なので、分けてしまうと余計に人気がなくなると考えられるので、ある程度規模を持たせたほうが業者も応札しやすいと考えています。

委員： 利益率が低いということならばもう少し落札率が高くなってよいのかなと思うのですが、低い理由は为什么呢。

市当局： 設計額自体は物価上昇を加味して毎年増えています。利益が低いのは業務の性質上の問題で、点検業務よりも工事のほうが利益が上がりやすいという業務の構造の問題もあるので、金額を上げることが難しいです。

委員： どの業務でもそうだと思うが、毎年同じ業者が低い価格で落札することで他の業者が入ることができない業務の場合、その業者が倒れたら困るのではないのでしょうか。

市当局： 業務内容自体は他の業者でも実施可能なものになっていますので、その業者が手を引いたとしても、契約金額は上がると思います。実施してくれる業者はあると思います。

委員： 水道局の業務で、今回の案件以外にも長年にわたって同一業者が行っているものがあったと思います。専門的な技術が必要だから委託しているのではなく、今回の案件のように価格で他の業者が太刀打ちできないような業務を一般競争入札で発注しているのは、職員が実施するよりも安くなるから委託しているという扱いですか。

市当局： 職員が実施する場合と委託で実施する場合の費用対効果について検証はできていません。職員数が年々減少している中で委託に出している業務を職員に戻すことはできません。昔から同一業者が担っていただいている業務については、安く請け負っていただいているため、水道局としては助かっているという認識でいますが、今の状況がいいのかどうかについては、検証する必要があると感じているところです。

委員： そういった業務は、今請け負っている業者がいなくなったら今の価格では成り立たない業務になってしまっているのではないですか。

市当局： たしかに今回の案件については、10年以上前から同じ業者が履行しており、他の業者が行うよりも業務に精通しているので助かっているが、この業者がいなくなったときのことを想定しておく必要があると思います。

(終了)